

議案第 5 2 号

市道路線の変更について《沖田 3 号線》

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、市道路線を次のとおり変更する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

路線名	変更前後の別	起点	終点
おきた 沖田 3 号線	変更前	大宮町 <u>口大野</u> 小字沖田 1 6 2 番	大宮町 <u>口大野</u> 小字沖田 2 0 2 番 1
	変更後	大宮町 <u>口大野</u> 小字沖田 1 7 1 番	大宮町 <u>口大野</u> 小字沖田 2 0 2 番 1

提案理由

現況の利用状況等を踏まえ、市道の起点の変更を行うものである。

京丹後市管内図

変更路線の位置図



変更箇所



記号	
—	市 郡 界
- - -	区 町 村 界
- · - · -	市民局界
○	一般国道
—	主要地方道
—	一般府道
●	京丹後市役所
◎	京丹後市役所庁舎

1 : 120,000
0 1 2 3 4 5 6 7km

